

(請求人) 様

名古屋市監査委員 小 出 昭 司
同 うえぞの 晋 介
同 山 本 正 雄
同 小 川 令 持

名古屋市職員措置請求について (通知)

令和 6年 4月19日に提出された 6監監第 3号の名古屋市職員措置請求について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本請求は、令和 5年度における児童福祉施設等への民間社会福祉施設運営費補給金（以下「民調費」という。）の支出は、違法又は不当な公金支出に当たり、名古屋市が支出金額相当の損害を被ったとして、必要な措置を講ずるよう求めるものである。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を

具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本請求において、請求人は、「令和5年名古屋市職員の給与等に関する報告」における公民給与較差が1.06%であることをもって、社会福祉施設の公立職員と民間職員の給与較差がほとんどなくなり、民調費制度の目的を基礎づける社会的事実が既に失われたにもかかわらず、その制度のみを残して民調費の支出を継続することは不当であると主張している。しかしながら、本市の民調費は、民間の社会福祉施設職員の給与を市職員と同等の基準に格付した上で、国の措置費をもってなお不足する分を補うもので、公民給与較差が生じない仕組みである。したがって、公民給与の比較結果は、民調費制度の目的を基礎づける社会的事実が既に失われたとする主張の根拠にはそもそもなり得ないことから、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

また、請求人は、「人件費積立金」として相当額の積立金を有している施設に対する民調費の支出について、制度の趣旨及び目的に照らしても前提を欠き不当であると主張しているが、不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、私見を述べているにすぎないことから、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局監査管理課)